

宿泊施設等での感染症対策

横浜市には、全国各地や海外からたくさんの方が訪れます。

宿泊施設や商業施設には多くの方の出入りがあり、一度感染症が持ち込まれると、従業員の方や施設内に感染が広がる可能性があります。普段日本では流行していない感染症が持ち込まれることもあり、**空港や観光地で働く方々が感染してしまった事例もあります。**

そこで、普段から取り組む感染症予防対策や、具合の悪いお客様への対応方法などをまとめましたので、施設での対策に御活用ください。

基本的な感染症の予防対策は、新型コロナウイルス関連肺炎にも有効です。

日ごろからの準備

従業員の方々が感染症にかからないための対策や、施設内で拡大させないためのルールづくりなど、日頃からの準備をしておきましょう。

1 予防対策の基本と、職場での対策

どんな感染症でも重要な基本の予防対策は「こまめな手洗い」です。石けんを使って洗いましょう。また、咳やくしゃみなどの症状があるときはマスクを着用して「咳エチケット」しましょう。

職場では、発熱・下痢・嘔吐などの体調不良がないかを日常的にチェックするルールや、体調不良時に仕事を休める体制などを決めておきましょう。



2 予防接種

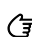

接客に携わる方をはじめとする従業員の方々は、事前に予防接種を受けておくことで感染リスクを減らすことができます。特に以下の予防接種は積極的に検討しましょう。



○ インフルエンザワクチン

○ 麻しん・風しん混合ワクチン（過去に接種をしていない（不明も含む）、又は1回しか接種していない場合）

風しんは自治体の助成制度等を利用できる場合があります。横浜市の情報は以下を参照してください。

★ 詳しくは  



3 施設管理

(1) 嘔吐物、下痢便などの適切な処理・消毒



ア 処理・消毒手順、対応の指示や確認を行う責任者などを決めておきましょう。

イ 処理に必要な物品を常備しておきましょう。

例) 嘔吐物処理

マスク、使い捨て手袋、使い捨てエプロン 消毒液（次亜塩素酸ナトリウム溶液）



嘔吐物等を覆うシートや新聞紙 ペーパータオル ビニール袋 など

★ 詳しくは  



(2) 施設周辺の蚊の発生源対策

デング熱等が発生した際の感染拡大を予防するため、蚊の発生を減らす対策の実施をお願いします（施設周辺の排水溝等の定期的な清掃や植栽の管理等）。

★ 詳しくは  



4 従業員研修

感染症の基礎知識、海外で流行している感染症、嘔吐物等の処理方法などについて、定期的な研修などにより知識や技術を身に付けておきましょう。



感染症を疑う症状のあるお客様への対応

1 状況の確認

いつから、どこで、どのような症状が出たのか確認しましょう。

※ 症状のあるお客様と接する従業員は、必要に応じて、マスクの着用などの感染予防対策をしましょう。

2 主な症状に応じた対応

(1) 下痢や嘔吐

ノロウイルスや腸管出血性大腸菌などによる消化器系の感染症である可能性があります。

- 症状のあるお客様には、トイレの後の石けんによる手洗いの励行をお願いしましょう。
- 嘔吐物などの処理に対応する従業員は、必ずマスク、手袋、エプロンを付けましょう。
- 嘔吐物などがある場所に他のお客様が近づかないようにし、速やかに消毒しましょう。
- ドアノブや手すりなど、症状のあるお客様が触れた可能性のある場所も消毒しましょう。

(2) 発熱と咳または発疹

インフルエンザや麻疹（はしか）などの可能性があります。

- 感染力が大変強い感染症であるため、症状のあるお客様にはマスクの着用をお願いしましょう。
- 他のお客様と接しないよう、場所を分けましょう。

3 医療機関の受診案内

医療機関を探す際は、以下を参考にしてください。

※ お客様が希望されなくても、重症の場合は受診を勧めましょう。

🔍 [横浜市救急医療センター](#) 🔍 救急電話相談：#7119

🔍 [急病時の相談・救急 横浜市](#) 🔍 (横浜市医療局)

医療機関検索や夜間急病センターなどの情報を掲載しています。



外国人のお客様の場合はこちらも御参照ください。

🔍 [訪日外国人旅行者受診ガイド](#) 🔍 (日本政府観光局)

🔍 [医療機関受診のための多言語ガイドブック](#) 🔍 (東京都)

🔍 [外国人患者受入れ認証医療機関検索](#) 🔍 (一般社団法人 日本医療教育財団)

外国人の方が体調不良時に
症状を伝えるための
多言語の資料が
掲載されています。

4 責任者への報告と他の従業員への情報共有

従業員全員で情報を共有し、必要に応じて、対応した従業員の毎日の健康チェックを強化しましょう。

5 横浜市保健所(各区福祉保健センター)との連携

「感染症法」に基づき、診断した医師が保健所に届出をしなければならない感染症があり、届出を受けた各区福祉保健センターは、感染拡大防止のために、患者と接触した人や利用した場所等の調査を行います。各施設の皆様に聞き取りを行う場合がありますので、御協力をお願いします。

また、感染症に関する御相談がありましたら、最寄りの区福祉保健センターに御連絡ください。

★ 連絡先は 🔍 [横浜市保健所について 組織と業務](#) 🔍



◆ 感染症の発生状況を知りたいときは

🔍 [横浜市感染症情報センター](#) 🔍 (市内の感染症発生状況)

🔍 [国立感染症研究所 感染症発生動向調査週報](#) 🔍 (国内の感染症発生状況)

🔍 [厚生労働省検疫所 FORTH](#) 🔍 (海外で流行している感染症や予防接種の情報など)

🔍 [外務省 海外安全ホームページ](#) 🔍 (海外で流行している感染症の情報など)